

You,  
Unlimited

Vol.26



RYUKOKU  
UNIVERSITY

# 龍谷大学史報

RYUKOKU UNIVERSITY Archives and History

## 目次

- 強い印象が残るカリキュラム改革について ……村田健三郎…2  
龍谷大学での教育活動を振り返って ……鈴木龍也…6  
『学林諸記』四 天保十年（一八三九）六月 …… I～VI  
表紙解説・資料室だより ……16



## 強い印象が残る

## カリキュラム改革について

むらた けんさぶろう  
龍谷大学 名誉教授 **村田 健三郎**

### はじめに

1983(昭和 58)年 4 月 1 日、大宮学舎本館講堂において、豊原大潤理事長名で「龍谷大学講師に任ずる」、あわせて千葉乗隆学長名で「文学部勤務を命ずる」との辞令交付を受けました。この日から龍谷大学の教育職員としての生活が始まりました。

当時、一般教育等(人文、自然、社会の各分野と第一・第二外国語分野、保健体育分野)の担当教員は、大宮学舎の文学部、深草学舎の経済学部、経営学部、法学部に分属していました。また、保健体育担当教員は、文学部 2 名、経済学部 1 名、経営学部 1 名、法学部 2 名の計 6 名であり、文学部所属教員の欠員補充で私を採用いただいたことから文学部所属となりました。2011 年には、法学部政治学科が政策学部として独立、開設されたことに伴い政策学部に移籍することになりました。教育職員として文学部所属 27 年間、政策学部所属 14 年間で過ごしました。

そこで、龍谷大学の教育職員として過ごした中で、特に印象深く残っている一般教育等の改革について記憶をたどりながら振り返ってみます。

### 1. 一般教育等と改革論議

#### 大学を取り巻く環境と龍谷大学

1983 年当時は、18 歳人口が増加傾向にありましたが、1992 年をピークに減少していきます。その状況を踏まえ、文部省は高等教育機関に対し定員を増加する(臨時定員増)という量的拡大策を 1986 年～1992 年の間推進し、その後 5 割まで恒常定員化することを認めました。

大学は、文部省の方針に則り、1985 年に臨時定員増を申請し認められ、その後臨時定員の恒常化へと進んでいきました。1992 年以降 18 歳人口が減少するも大学進学率が上昇していることから、大学間競争の時代へと向かっていると感じました。

文部省は、1991 年に大学設置基準の大幅な改正(大学設置基準の大綱化)を打ち出しました。この大綱化は、各大学が多様で特色あるカリキュラムを設計することが可能となるよう、授業科目、卒業要件、教員組織等に関する大学設置基準の規定を弾力化する、というものでした。

大学は、文部省の動向を察知していたことによると思いますが、主体的に改革論議を進めていました。1982 年に一般教育カリキュラム検討委員会を設置し、その答申と第二次長期計画を策定する中で提示されたカリキュラム改革を実施に移すために 1985 年に全学カリキュラム改革委員会(委員長:学長)が設置されました。強く印象に残っているのは、第二次長期計画で目指すべき大学像として「エリート教育は大学院で、学部は教養人養成を」との認識を示したことでした。また、全学カリキュラム改革委員会は、1988 年からの新カリキュラムとして Semester 制、グレード制、

コース制などを導入することを全学に提示しました。この改革が、一般教育科目等の履修や運営のあり方に影響を及ぼしました。

### 一般教育等の改革

1983年に着任する前から一般教育の改革論議が進められていました。振り返れば、新人の私には驚きとともに、どのように改革されていくのか不安な面がありました。しかし、当時の保健体育分野会議で情報が共有され、主体的に検討していく姿勢を感じ安心するところでもありました。その後、私が全学カリキュラム検討委員会に参加し、意見を述べることになるとは思っていませんでしたが。

一般教育科目（人文・自然・社会の各分野開設科目）の履修要件は、1985年度まで必修32単位となっていました。各分野は、臨時定員増による開設科目数や受講定員に苦慮しながらも改革論議を行い、旧来の科目に加え、総合科目、人権論、平和学など新たな科目を開設しました。

そうした改革努力があったにもかかわらず、1991年に設置基準が改正された後のカリキュラム改正論議によって、1993年度からの一般教育科目の履修要件が大幅に変更されました。すなわち、一般教育科目を人文科学、自然科学、社会科学及び総合科目で構成しながらも、必修から選択38単位に変更されました。

この変更に関する改革論議は、私が一般教育担当者を代表して参加していた時のことでした。私は、一般教育担当者の総意として、人文科学、自然科学、社会科学それぞれの科目履修を1年次やその後履修する科目への導入的位置付けとして各2単位必修と32単位の選択科目に区分することを提起しました。しかし、受け入れられることなく38単位全て選択科目として開講することになりました。教養教育科目（旧一般教育科目）の履修要件は、2024年度の数年前から2単位必修となっているのですが。

この後も一般教育科目に関する改革論議は継続していきました。

1994年度には、一般教育科目等との名称が共通科目に変更されるとともに、人文科学、自然科学、社会科学、外国語、スポーツの各分野が科目提供することによって構成するプログラム（人間発達・環境・人権と平和・情報社会・世界の歴史と文化プログラム）・群（教養科目・外国語科目群）として展開することになりました。2001年度には、共通科目を共同開講科目に名称変更した上で、プログラム制を存続させながら、最小16単位の選択必修制へ改変されました。2008年度には、共同開講科目を教養教育科目に名称変更されました。

これらのカリキュラム改革の流れに沿って、一般教育科目等の教学運営組織が変更されることになりました。

1993年度までは一般教育担当者会議、一般教育運営委員会、一般教育委員会という組織が運営組織でした。この組織が廃止され、1994年度にはプログラム担当者会議、共通科目運営委員会、2001年度には科目運営委員会、共同開講科目会議、2008年度には教養教育科目会議、科目運営委員会となっていきました。2013年度からは、科目部会、教養教育会議、教学会議となりました。なお、一般教育科目等の最終審議は、2001年度を例にすると、学部の教務主任が構成員となる教務会議、全学教学会議が審議決定機関として設置されていました。

以上のように、大学の改革論議が進められ、幾多のカリキュラム改革が行われてきました。

なお、記憶をたどりながらでしたので、年度に誤記載がありましたらご容赦ください。

### 保健体育教育からスポーツ科学教育へ

着任当時、保健体育分野は、保健体育理論2単位と体育実技2単位の計4単位を必修として開講していましたが、一般教育科目の改革論議と同様に、開設科目の再編を行なっていきました。なお、科目の再編は、保健体育分野の主体的議論による提案で、全学に受け入れられたものでした。

保健体育理論は、1986年度からスポーツ科学Ⅰ（人文科学系）・Ⅱ（自然科学系）各2単位必修に改変しました。この改変によって、保健体育担当教員の専門性を大学教育、教養教育に反映させることになりました。

1993年度から2000年度までは、スポーツ科学に名称変更した上でテーマ別に開講した内容か

ら 2 単位必修とし、あわせて 1993 年度からの一般教育選択制 38 単位に応じた科目（担当教員の専門性を意識した科目）を新設しました。2001 年度からは、必修から選択科目へと変更していきましました。

これらの改革は、保健体育担当教員自らの検討の結果であり、我々は大学で何を教えるのかを改めて考える機会を経たものでした。

体育実技は、1986 年からスポーツ技術学Ⅰ 2 単位必修と随意科目としてスポーツ技術学Ⅱ 2 単位を改変、開設しました。この改変は、中等教育までの延長のようであった体育実技から「うまくなるための方法論を学ぶ」という科学論を意識したものでした。また、大学の臨時定員増受け入れに対応するため、週 1 回開講の通年履修に加え集中開講方式を導入しました。

1993 年度からは、必修科目としてではなく、選択科目 2 単位へと位置付け直し開講しました。

1991 年度の大学設置基準の大綱化は、ある雑誌に「大学から体育がなくなる」と掲載されるほど、大学の保健体育担当教員に将来を危惧するような影響を与えるものでした。これに対し、本学の担当教員は、主体的な検討、議論を行いました。その結果、スポーツ科学や教員の専門性を意識した選択科目の開講、選択科目としてスポーツ技術学を開講する決断を行いました。

この改革については、他大学の教員が参加する複数の会議で批判を含めた意見が多く、これに対し本学の考え方を都度説明した記憶が残っています。結果的に、ある雑誌の『大学から体育がなくなる』現象は起きませんでした。また、改革は、大学における保健体育担当教員からスポーツ科学を教授する教員へと変化する機会ともなりました。

## 2. コース制の採用

先に示したように、一般教育カリキュラム検討委員会や全学カリキュラム改革委員会によって示された大学教育の改革案によって、コース制を展開することになりました。

1988 年に経済学部、経営学部、法学部にそれぞれ学部内コースが開設され、さらに 3 学部の学生が受講できる学部共通コースとして国際関係コース（定員 90 名）、情報科学コース（定員 60 名）、英語コース（定員 60 名）が開設されました。コース制の採用は、系統的に学習するための教育課程編成であり、学生の学ぶ目的意識の明確化を目指した改革でもありました。

学部共通コースは、1994 年に再構築することになり、国際関係コース、英語コミュニケーションコースに加えて、スポーツサイエンスコースが新設されました。なお、情報科学コースは、学部内コースや共通科目において全ての学生が学べる機会を提供できることになり廃止されました。その後環境サイエンスコースが開設されました。

### スポーツサイエンスコース

スポーツサイエンスコースは、1993 年度までの改革論議の中で保健体育分野に提案が求められ、検討を重ねた結果カリキュラム（科目編成）が認められ、専門科目として開設するに至りました。

募集定員は、改革論議の中で 100 名との提案がありましたが 80 名としました。なお、1 期生（1993 年度入学生）から 27 期生（2020 年度入学生）まで 80 名を下回ることなく、3000 名以上のコース履修者が卒業しました。

習得単位数は、卒業要件 124 単位のうち 40 単位としました。40 単位とした理由は、所属学部の専門科目、一般教育科目、コース科目をほぼ同等に学ぶことを通して多様な資質を身につけた学生を育てたいとの考えからでした。

カリキュラムは、スポーツ科学領域の人文科学系（例：スポーツ文化論）、社会科学系（例：スポーツ政策論）、自然科学系（例：身体運動の生理学）によって編成し、担当教員の専門性を活かせるようにしました。自然科学系では、実験・実習を取り入れる科目を採用し、受講者の理解力向上を目指しました。この実習については、改革論議の中で、スポーツ系の課外活動を単位化するかとの質問が出ましたが、全くその意図はないと回答し理解を得ました。大学教育の中で、スポーツ教育とスポーツ活動を結びつける（単位化する）実情があったのかも知れません。

他の学部共通コースと同様に、特別演習Ⅰ（4～5 セメスター）、特別演習Ⅱ（6～7 セメスター）、特別演習Ⅲ（卒業研究）（8 セメスター）各 4 単位を開講しました。特別演習Ⅰは、選択必修科目

に位置付けていましたが、履修者全員が履修するよう指導していました（結果、全員が履修する状況でした）。特別演習の開講は、担当教員が少人数教育とともに卒業年次まで教育する機会を設定し、卒業後の進路（就職活動支援）相談にも乗られるよう意図したものでした。

スポーツサイエンスコースの開設は、一般教育科目として展開するスポーツ科学系科目と同様に、担当教員の専門性をさらに活かせる機会となり、1年次から4年次まで学生を教育できる機会ともなりました。

なお、コース開設には、当時の保健体育分野6名だけではなく、コース担当専任教員が必要であることを訴え1名の採用が実現しています。もちろん、コース教育においては、非常勤講師の方々の協力も必須ですが。

### 3. カリキュラム改革と私

特に印象深いカリキュラム改革について記述してきました。一般教育等の改革及び専門科目としてのスポーツサイエンスコース開設は、繰り返しとなりますが、保健体育担当教員（場合によっては実技の先生）からスポーツ科学担当教員となる機会でした。つまり、6名の教員それぞれが一般教育では専門性を意識しながら担当科目を組み立てられるようになり、スポーツサイエンスコースでは専門性を全面に出した科目を開講し教育できることを可能としました。

私にとっては、こうした改革を議論する会議に参加できたことは財産であり、改革する場合には大学を取り巻く状況との中で大学が目指す方向性を見定め、必要な改革を全学で取り組む姿勢が必要と感じさせてくれました。

#### おわりに

当時の龍谷大学の改革の方向性を示した関係者に感謝と敬意を表させていただきます。

また、先に記述したように、長期計画において将来の大学像を示す中で一般教育カリキュラム検討委員会や全学カリキュラム改革委員会（委員長は学長、場合によっては評議会で方針の了承を得たこともあります）において構成員が賛同する改革を進めてきました。このことから、一般教育等の改革においては、一般教育等の担当者を含む全学的な会議体によって議論していくことが重要ではないでしょうか。2024年度までの数年間は、教学部が方針を示し議論していましたが、一般教育担当者からの内発的な改革の必要性に沿った議論ではないように感じていました。今後一般教育等のカリキュラム編成や運営体制の再構築、改革を進めようとするならば、まずは一般教育等の担当者に解決すべき課題や改革する内容があるか聴取し、大学の将来像を見据えながら改善の方向性や改革の内容を全学的な会議体で検討することが重要と思います。

18歳人口減少期は、異なる見方をすれば学生確保の大学間競争期とも言えなくもありません。その中で、龍谷大学が社会から求められる人材を多く輩出する大学へと発展されることを期待します。



## 龍谷大学での

## 教育活動を振り返って

すずき たつや  
龍谷大学 名誉教授 鈴木 龍也

### はじめに

私は龍谷大学には1996年4月から2025年3月まで29年間お世話になりました。ちょうど全国的に大学教育の改革が進められていた時期を龍谷大学で過ごしたことになります。それに加えて法学分野では、21世紀に入る頃から法曹養成のシステムを変更するための制度改革が進められました。その結果、大学院レベルでの法曹養成のための機関、すなわち法科大学院が設立されることになりました。法科大学院はいまでも主要な大学では存続し続けていますが、法曹養成制度改革の構想全体としては失敗に終わり、龍谷大学でも法科大学院は設立されたものの、すでに廃止されています。

ここでは、このような大学改革や法学教育改革の流れを横目で見ながら、私が法学部の教員の一人として法学部生に実際に向き合う中で、その教育にどのような問題を感じ、どのような工夫、改善をしようとしてきたかというようなことを書いてみようと思います。

### 1. 法学を学習する上での第一の壁

現在も、そして私が法学部の学生だった50年前も同じですが、法学部出身者のうち法曹となるのはごく一部ですし、国や地方自治体の公務員になる人はそれなりにはいるものの、普通の大学ではこのような方向に進む人たちが法学部卒業生の多数を占めるということはありません。

そのような現実的な卒業生の進路を考え、大学における法学部教育のあり方として学生にどのような科目を修得するように促すか、そのためのカリキュラムをどのように組むか、というようなことがもともと法学部教育のあり方として問題になっていました。しかし私が大学の学生だった頃は、全国どの大学の法学部においても大卒においてはそれほど変わらない科目構成、カリキュラムとなっていました。

もっとも、法学部においてもしだいに学生の進路の志望などを意識したカリキュラム編成が行われるようになり、龍谷大学法学部でも法曹や公務員を志望する者のための、実定法を中心に学ぶコースのほかに、それ以外の進路を志望する学生が志望に即したより柔軟な科目の履修をすることが可能となるコースをつくるなど、ある程度の現実的な対応がなされるようになりました。

私自身が法学部での教育を行う中で特に問題だと感じていたのは、私が担当している民法科目の学習への学生の導入がなかなかうまくいかないということでした。通常法学部学生は専門科目として憲法、民法、刑法などから学びはじめることになるのですが、そのなかでも特に学生にとって取っ付きにくい科目が民法です。この科目で何を学ぶのか、どのように学べば良いのかということなどからして、なかなか分からないうちに1年なり2年がたってしまうという学生が珍しくありません。

ん。

このような新たな専門科目の学習に取り組もうとする際の壁は法学だけでなくどのような分野においても存在するのだと思いますが、法学部生の多くは大学で2年、3年と法学を学ぶ中で、またゼミなどで議論をするうちに、うまく言語化できるかどうかはともかくとして、いわば体がうまく反応できるようになります。学生の答案などを見てみても、3回生、4回生となってくると、それなりの形になってきます。これは単に試験の答案作成になれたからというだけではなく、実定法科目としての民法になれてきたということ、民法が社会にどのような形で存在し、どのような役割を果たしているかというようなことについての理解が進んでくるということを示しているのだと思います。そして私は、そうだとすればそれだけでも法学部での学習は学生にとって意味を持っていると言えるのではないかと考えてきました。ただ、先にも書きましたように、学生が法学を学び始める際には、そして特に民法を学び始める際には越えるべき一つのやっかいな壁があり、それをうまく乗り越えられるように援助する、という課題が大学での法学教育の重要なポイントの一つとなっている、という状況自体は今日でも基本的に変わらないと考えています。

この問題に関しては私が学生として法学部に在学したころからどの大学においても少しずつではありますが様々な工夫がされるようになってきていました。龍谷大学法学部においては学部設立の当初から基礎演習という専門基礎を扱う入門的な演習科目を置くことにしていたそうですし、民法については、その入門を扱う講義を、学生が大学で最初に民法を学ぶ科目や法学一般の入門科目の中の、それなりの比重をおいた一部として必ず行うようにするなど、工夫がされていました。

## 2. 第一の壁の解決に向けて

21世紀にはいるころから、法科大学院の設置についての検討がされるようになります。それと同時に、法学部教育としてどのような教育を行うべきかという問題について改めて議論されることになりました。これは、法曹養成のための専門的な教育は法科大学院が担うという前提に立つなら、法学部ではどのような専門教育をすべきなのかという問題です。法的な素養を持った公務員の養成についても法科大学院が担うべきであるとの考えがある一方で、既存の法学研究科において専門的素養を持った企業人の養成などに取り組むのであれば、公務員養成もこちらが主に担うべきなのではないかなど、当時行われるようになってきていた全般的な大学院の改革論議ともからめた議論が行われました。結果を見るなら、法科大学院構想と併行して進められていた、様々な分野における専門教育の中核を大学院が担うという構想も破綻したことになるのだと思います。通常の法学研究科の改革および法科大学院の設立などについて、この時期にいろいろと議論はされましたが、人材養成の形を大きく変えるような制度転換には至りませんでした。ただし、従来からの法学研究科を法学部卒業生にとって利用しやすいものにするという改革は一定進んだと記憶しています。

法学初学者が専門科目の学習をはじめめる段階での壁にかかわる私自身の取組としては、龍大に赴任した次の年か、そのまた次の年くらいに、民法総則（だったと思います）の授業を補充するための補習のクラスを開いたことがあります。当時の教務主任から、教学改革費というような名目の予算があるので学部の教学改革のための何か実験的なことをしてみないか、というような打診があり、週に1時間程度、民法総則についての補修のクラスを開きました。これは私が補習用の教材（主に問題練習）を作り、当時の大学院生にその解説を主とする補講をしてもらうという方法で行いました。もちろん履修するかどうかは学生の自由で、成績にも全く影響しないというものだったのですが、かなりの数の学生が参加してくれたため3クラスに分けて実施しました。

ただ、問題やその解説の作成などに思った以上に時間がかかるのと、担当する民事系の大学院生が少なくなってしまう、また一定の予算がないと成り立たない取組だったということもあり、継続していくということにはなりません。当時、大学には法曹や公務員を目指す人のための予備校的な内容の講座が開講されていました。そちらは初学者向けということではなく、より直接的に司法試験や公務員の採用試験の受験準備を目的とするものだったのですが、そちらで学部教育の補完のための一定の手当がされているということが、私の補習授業が継続されなかったことに影響したのかもしれない。私自身も負担の増加に耐えられませんでしたので（正直、継続したくないと考えていたように記憶しています）、この取組は1年、あるいは2年行っただけで終了することに

なりました。

私が龍谷大学に赴任してから行われた法学部内の教学改革の中で一番効果があったと考えていることは、実はカリキュラムの改革ではありません。主要な入門的専門科目、特に必修や選択必修になっているような科目については2クラスなり3クラスなりに分けて、できるだけ少人数での授業にするという取組です。先の補習科目の設置も少人数での学習の機会を作るという意図もあったのですが、カリキュラムの改革をする際、例えば民法系の科目のうち民法入門や民法総則といった科目については、補講を行うのではなく本体の講義自体を2クラスや3クラスに分けて比較的少人数で授業を行うようにしました。必修科目や選択必修科目のうちにはもともと少人数での授業になっていた科目もありますので、正確には少人数の科目を増やすということだったと記憶しています。また、少人数といっても100人を超える受講者になってしまうことも多いのですが、そうであっても随分と授業がやりやすくなりました。これにより、私自身、授業の人数規模によって授業の質が変わるということを実感しました。

### 3. 第二の壁 一文章能力について一

ここまで取り上げてきたのは、法学部に入った学生が新たに法学の専門的学習に取り組もうとする際に遭遇することになる困難の解消に学部側がカリキュラム等でどう協力・支援していくかというような内容の改革です。しかしながら、私はその後、学生が大学で法学の学習を進めるにあたっては、この点とは異なる大きな壁があることに遅ればせながら気づかされることになりました。

21世紀に入ると全学的に2006年問題への対応等についての検討がなされるようになりました。1999年度に告示された新しい高等学校学習指導要領のもとで学んだ学生が2006年度に大学に入学してくるようになるのですが、そのような学生に対して大学側がどのように対応するかという問題が2006年問題です。新指導要領下の高校教育においては、総合的な学習の時間などが置かれて「ゆとり教育」が目指されることになった反面として、一般的な科目の学習内容が大きく削減されることとなりました。学生が高校でこのような学習をしていくことを前提に、大学での学習の内容をそのような学生に対応できるようなものにしていく必要があるとされていました。より端的に言うなら、入学してくる学生の基礎的な学力がある程度落ちることを見越してそれに対応できるカリキュラム等を構築しておくことなどが問題とされている、と私は受けとめていました。しかし、法学部学生が法学部での学習を進めるにあたってのもう一つの壁だと私が考えているのはこの問題ではありません。

もともと私立大学では入学してくる学生の文章理解や文章作成能力には大きな幅があり、法学部においても、一方では文章を書くことに大変長けた学生がいるものの、あまり文章を書く経験をしていないのではないかとと思われるような学生も相当数いるというのがある意味で通常の状態です。ただ、ある時期から、文章能力に問題を抱えた学生の比率が大学として何らかの対策を考えないといけなくらいに増えてきているのではないかと感じさせられるようになってきていました。文章能力に問題があって法学の学習にうまく取り組むことができないということが、私が考える、法学部での学習の壁の二つ目です。

これは法学学習の壁というよりは大学での学習一般についての壁ですが、法学の学習においては文章を論理的に理解し、また論理的な文章を作成するということが特に重要な意味を持ちます。そのため私はこのときまでは、例えばゼミなどでの報告を準備する過程で、あるいは定期試験の準備などのために、民法や憲法などの教科書を読んで理解する、重要な判例を読んで要約するなどの作業を行うことにより、すなわち通常の法学部での学習を行うことによって、法学的な議論を理解し、一定の法学的内容の文章を書けるだけの文章能力は身につけて卒業していくことになっている。そしてその能力は一般社会において必要とされる最低限の文章能力にあたるものでもであると、少し楽観的に考えていました。

しかし、自分の文章理解や文章作成能力について自信を失っている学生が集まる少人数のゼミ的な授業を担当する中で、学生の文章能力が例えば20年前とはかなり異なるようになっていて、ある程度の数の学生に対しては大学教育として文章力を高める何らかの対応をしないといけないのではないかと考えるようになりました。そして担当してきた一般的な民法科目の定期試験の答案を

読み返してみても、その思いを強くしました。これまでのように、教科書や判例などの法学的な文章を法学教育の中でしっかり読ませるようになるというような方法だけでは、文章能力をうまくつけていくことができない学生が相当数いるのではないかと考えるようになりました。

もっとも、私がおそらくそのような問題に気づくのはずっと遅れて2010年代の半ばくらいになってからでした。私は本学の法科大学院問題が一応の決着を見た後、2016年の夏から1年間イギリスに在外研究に行くのですが、その前あたりから、法学部学生のなかに文章能力に問題がある学生が増えているのではないかと感じるようになりました。そして思い返してみると、そのような傾向は2000年代に入る頃からじわじわと進行していたのではないかと考えるようになりました。

#### 4. 第二の壁の解決に向けて

この問題に対処するため、新しいゼミや少人数での判例講読などを内容とする授業を担当する際には、数回にわたって文章理解や文章作成の能力を向上させるための問題練習をさせることにしました。この取組については、これを行うようになってしばらくするとコロナ禍対応で対面での授業が制限されるようになるなどして、継続的な実施自体が難しくなりました。またこのような取組の効果についてのデータをとるような作業を十分に行わなかったために、効果についてデータに基づいた分析は行っていません。そのためあくまでも私の印象レベルでの判断に基づく反省ということになりますが、私のこのような取組は結局うまくいってなかったのではないかと考えています。

そしてうまくいかなかった原因としては、上記のような授業に参加する学生の文章能力は様々で、それらの学生に同じ問題を使って文章能力の向上を図るというやり方には限界があるということ、また法学の学習を期待して集まった学生に法学とは異なる内容の一般的な文章作成等の練習問題をさせるという方法では学生の興味を持続させることが難しいということ、かといって判例などを使って文章理解や文章作成の練習問題を作るのは相当に大変で、特にコロナ対応のオンライン授業をしているところは、私にとっては通常の民法科目の講義のためのパワーポイントを用意することで精一杯で、このような取組のために十分な時間を割くことは実際問題として不可能だったということなどが挙げられます。もっとも、最後の反省点には、外からの視点で見ると多分に言い訳の要素が含まれているということになるのかもしれませんが。

コロナが落ち着いた頃にはこのような授業の受講者に一度アンケートを採ってみました。それなりに高く評価してくれている受講生もいたのですが、これはこのような取組がうまくいったためというよりは、今日の学生の中には自分の文章能力に不安を感じている人が結構いるということの反映として理解すべきなのではないかと考えています。

#### おわりに

私は第二の壁については取組半ばで大学を退職することになりました。第一の壁の存在とこれへの対応の必要性の認識は、法学界ではかなり一般的に共有されていることだと思います。しかし第二の壁の方は、これも広く知られているとは思いますが、これへの取組がどの大学でも行われているというようなものではありません。

私がおそらくこのような問題について強い関心を持ったというのは、私の本来の専門が民法ではなく法社会学で、もともと言語理解などについて興味を持っていたこと、そして私自身が自分の文章能力にずっと不安を持っているということが影響しているように思います。

教員はみな、専門教育の中でも学生の文章能力を高めるべくいろいろな形で努力をされていると思います。ただ私としては、この問題への取組としては、通常の専門教育の派生的な効果として思うような結果を得ることはすでに難しい状況になっていて、そのことを直視した組織的な対策が必要になっているのではないかと感じています。これを繰り返して稿を閉じることにします。

万檢之写

文化十三年<sub>子</sub>四月

豊前下毛郡草木村<sub>(本)</sub>

教順寺

律蔵

御宗意惑乱 三業  
惑乱。

熊崎縫殿 栄年。

右<sub>者</sub> 新義所立之者<sub>二</sub>而<sub>三</sub>御宗意惑乱之砌、自国<sub>二</sub>おゐて不正義之勸化相弘メ、其後於御殿蒙御糺候得共、元来之固執<sub>ヨリ</sub>亦候不正義相勸候<sub>而</sub>浪花辺致徘徊候由、御召取相成、則御用懸熊崎縫殿殿・御用僧横超寺殿、段々御糺之上御咎メ被仰付□落着之節、法談御停止并京地徘徊御差留被仰渡候处、追々悔前非御歎申上候。何卒学林復席修学仕度段御願申上候<sub>二</sub>付、再応御吟味之上格別之以御慈悲復席被仰付候。猶亦御通命聽講仕弥々御相承之趣、帰国之上門徒中<sub>江</sub>相伝申候、精々御馳走申上度相歎御聞届有之、法談御免被仰付候事。  
一文政八<sub>西</sub>年八月

越中<sub>(郡)</sub>蛸波郡城端

瑞泉寺

格龍

得業 『史報』十号  
補注③参照。

助教 『史報』十号  
補注③参照。

知事 『史報』十二  
号頭注参照。

同日

先年入寮之節高塀を越し致出奔、且不正義相勸候处、為回心致上京願出候<sub>二</sub>付、於御殿御用懸熊崎縫殿殿・御用僧西福寺殿安心御糺被仰付候<sub>二</sub>付、心底方致回心悔先非候<sub>二</sub>付、復席被仰付、其後天保四<sub>巳</sub>年得業被仰付之、猶亦天保八<sub>西</sub>年助教昇進被仰付之候事。  
天保十<sub>亥</sub>年 学林

六月

知事

同日

播州加古郡

廓忍 『史報』十二  
号頭注参照。

勸学職 『史報』二  
号補注⑤参照。

御役所

拙僧左僧廓忍義

智愷

從來格別以思召勸学職被仰付、難有奉存候。然ル所去戌十一月廿七日死去仕候<sub>二</sub>付、其節早速御届可申上本意<sub>二</sub>御座候处、拙寺義其砌方病氣相煩居候<sub>二</sub>付、御届之義及延引候段奉恐入候。全拙寺病氣<sub>二</sub>而失敬仕候義奉対御殿申上様も無御座、何卒以御慈悲、右不束之義、御宥免被成下候様、厚御取成之程奉願上候。此段以書付御断奉申上候。以上。  
天保十<sub>己亥</sub>年五月

学林

御役所

六月七日

一越中照頭寺杵旭去天保九<sub>戌</sub>年閏四月廿四日往生。右<sub>者</sub>勸学<sub>二</sub>而文政十<sub>亥</sub>年閏六月御前講相勸候<sub>二</sub>付、以御慈悲諡院号被下置度旨杵旭新發意代<sub>二</sub>男探玄<sub>其外社中之者方願書差出ス。</sub>

右願書<sub>者</sub>越中国諸記<sub>二</sub>留有之。

六月九日

一 越後 大縁

十一夏続席願之義知事願書指出し候<sub>二</sub>付、取調之上勘考伺出候様申達候处、則続席被仰付可然旨伺帳を以伺候。則奉伺御聞濟<sub>二</sub>付其旨御用懸<sub>江</sub>申達候事。  
伺帳之通越後諸記<sub>二</sub>留有之。

六月十二日

一一札之事

信州水内郡

平出村

高山寺

貫練

拙僧義

当秋<sup>※</sup>参事被仰付、難有奉敬承罷在候処、先達<sup>而</sup>已来病

二付上京難相成、依之乍不本意無抛御断申上候間、此段

御聞濟之上宜御取計被成下度奉願上候。以上。

五月廿五日 学林知事

御役所

附落

同日

後一 届書

学林

知事

今夏中本副両講之義、元来六月廿五日迄通講可仕之旨被仰渡候処、時節柄<sup>二</sup>付、所化中追々帰国之者多御座候間、聴衆少ク相成候<sup>而者</sup>見聞も如何<sup>二</sup>奉存候<sup>二</sup>付、今月十日満講仕度此段御聞濟被成下候様奉願上候。已上。

亥六月 御用懸

<sup>(奉書)</sup>一昨日知事方十日満講 御役所

之旨申出候旨<sup>二</sup>御用

懸り長左衛門方届出候<sup>二</sup>付、兼<sup>而</sup>六月廿五日迄通講致し候様被仰

出有之処、此度十日満講<sup>二</sup>被相成候<sup>ハ</sup>、其訳柄を以御断書右之

通。一

六月十日

前一 学林本副両講今十日満講之旨御用懸長左衛門方届出ル。

看護 『史報』二号

補注⑥参照。

左司馬 『史報』十

号頭注参照。

御境内光照寺↓

補注①

慈眼寺 下魚棚通

辺の屋敷地カ。

光伝寺 惣会所常

勤。

石田 『史報』四号

補注③参照。

西教寺之節 『史

報』十八号本文解

説参照。

惣会所 『史報』十

二号頭注参照。

六月十二日

一 当二月看護・参事・知事等被仰付候内、信州高山寺御断申上候<sup>二</sup>付、過日代り伺出右<sup>二</sup>付右二月<sup>二</sup>書上ケ候寺々共、過月代講被仰付候節之通、御用僧教宗寺<sup>江</sup>開合申付候処、別紙之通書加<sup>江</sup>差出、右<sup>二</sup>付好厳<sup>江</sup>相伺候処、伺之通被仰出。

一

当亥秋

大坂

参事 好厳

右之通り以端書御用懸左司馬<sup>江</sup>申達。

六月十六日

一 御境内光照寺寺地、学林寺地・学林御用地<sup>二</sup>致し度、林門

方同寺<sup>江</sup>慈眼寺当時無住、相続人無之<sup>二</sup>付、幸同寺<sup>与</sup>一寺<sup>二</sup>

相成呉、同寺<sup>江</sup>引移、光照寺寺地差出候様との引合有之由、

昨年頃歟、光伝寺承り不都合之者<sup>二</sup>者無之哉、石田方<sup>江</sup>少

進罷越し候砌申居、甚以不都合之旨申聞置候。今日光伝寺

申出候<sup>者</sup>、弥右様之引合之趣<sup>二</sup>付、老ヶ寺<sup>二</sup>も相増候義<sup>者</sup>

心配も可致処、右躰之次第<sup>者</sup>如何敷、何<sup>与</sup>力御本山御為方

<sup>二</sup>宜様心配可致申聞候処、造営懸り尤<sup>二</sup>承知。左候ハ、如

何可致哉との事<sup>二</sup>付、西教寺之節追<sup>而</sup>寺地買求可申、手当

として銀五貫目林門方出金有之、惣会所普請高入用<sup>江</sup>内実

者遣ひ利足其後差下ケ、夫<sup>二</sup>而家族屋賃等致し居候義、住

職出来寺地求候節<sup>者</sup>差下ケ候筈<sup>二</sup>相成有之<sup>二</sup>付、此度慈眼

寺之義外<sup>二</sup>寺号表札差出し置候ハ、可宜哉<sup>与</sup>申事<sup>二</sup>候得

共、何も人躰無之義、依<sup>而</sup>式貫目歟三貫目位も寺地買求之

手当金林門方差出置候ハ、次第相立可申哉。内々及差図

置候処、弥此金林門方出金被致候<sup>二</sup>付、内々伺呉候様申出

候旨、尤証文宛<sup>者</sup>如何可致哉、門徒<sup>江</sup>宛可申哉との事<sup>二</sup>付、

御本山御役人中宛可然哉<sup>与</sup>申置候。右之通<sup>二</sup>相成候ハ、御

善照寺 慶恩カ。  
『史報』一号頭注  
参照。

僧朗 『史報』十号  
頭注参照。

次第可相立哉、今夕<sup>ニ</sup>も御沙汰伺出候旨申居候<sup>ニ</sup>付、御談  
之上御治定御座候ハ、後刻迄<sup>ニ</sup>善照寺・私両寺之内被召  
可被下旨、光伝寺申出候事。

御宗意御一件<sup>三</sup>  
業惑乱。

六月十三日

一代講

一 講録差出候<sup>ニ</sup>付、御用懸り長左衛門方差出ス。  
僧朗<sup>※</sup>

同日

一 学林 知事

復席之義相尋候<sup>ニ</sup>付、過日書取尚又書改、左司馬方差出、  
左之通。  
二付…↓補注②

六月十三日

越後

一 復席願書<sup>ニ</sup> 大縁

越後国古志郡野崎村

西楽寺美子同国蒲原

郡地藏堂駅

願成寺養弟

大縁

右之通有躰書出し候得共、公儀御裁許之節、願成寺弟<sup>ニ</sup>而取  
計<sup>ニ</sup>相成候<sup>ニ</sup>付、願成寺弟之旨書改、其余<sup>者</sup>相除候様御用懸  
方為申達候<sup>ニ</sup>付、左之通り書改。

越後国蒲原浦

地藏堂宿

成願寺舍弟

大縁

願書文面<sup>者</sup> 六月六日差出し候通り故、略爰。

同日

一 越中格龍復席被仰付候次第。

寛政十二<sup>申</sup>年初入<sup>ニ</sup>御座候。然ル所其翌々年享和<sup>二</sup>戌年<sup>ヨリ</sup>

文化三<sup>丑</sup>年迄四年之間、御宗意御一件<sup>ニ</sup>付、空年<sup>ニ</sup>御座候<sup>ニ</sup>

次翌寅年<sup>ヨリ</sup>戌年<sup>マテ</sup>九年続席仕候<sup>ニ</sup>付、初入之式年相加へ

十一夏<sup>ニ</sup>御座候。右戌年<sup>ニ</sup>入寮仕居り学林高塀を越<sup>江</sup>致出

奔候。依之翌亥年<sup>ヨリ</sup>文政八<sup>酉</sup>年迄十一年之間、上京不仕候

<sup>ニ</sup>付、既<sup>ニ</sup>致落席候。然ル処右西之八月從來心得違為回心

上京仕候<sup>而</sup>御殿<sup>江</sup>願出候<sup>ニ</sup>付、御札有之、心底方致回心候。

其後天保二<sup>卯</sup>年上京仕候<sup>而</sup>学林復席之願申出候<sup>ニ</sup>付、格別

之以思召先年十一夏迄続席仕居候<sup>ニ</sup>付、則十一夏復席被仰

付、同年十三夏復席仕候。其後天保四<sup>巳</sup>年得業被仰付之、  
且亦天保八<sup>酉</sup>年助教昇進被仰付之候。已上。

亥六月

御用懸り

御役所

以凶申上候。

〔初入<sup>(朱書)</sup>〕 寛政十二申 享和元酉 〔一從是四年ノ間空年<sup>(朱書)</sup>〕 二戌 三亥

文化元子 二丑 〔一從是九年ノ間続席<sup>(朱書)</sup>〕 三寅 四卯 五辰

六巳 七年 八未 九申

十酉 十一戌 〔一自是十六年ノ間不統<sup>(朱書)</sup>〕 十二亥 十三子 十四丑

文政

元寅 二卯 三辰 四巳

五午 六未 七申 〔一為回心上京<sup>(朱書)</sup>〕 八酉

五午 六未 七申 八酉

五午 六未 七申 八酉

五午 六未 七申 八酉

五午 六未 七申 八酉

五午 六未 七申 八酉

五午 六未 七申 八酉

九戌 十亥 十一子 十二丑

天保〔依上命十二夏統十三夏〕

元寅〔二卯 三辰 四巳〕

〔任得業〕〔宋書〕 五午 六未 七申 八酉

〔任助教〕〔宋書〕

九戌 十亥

覺

今般越後大縁復席願出二付、先例取調被仰付候。依之学林記録左之通り。

豊前下毛郡草本村

教順寺

律蔵

右者 初入寛政六甲寅年二百十三番二御座候。九夏迄致続席候。

然処不正義之輩二致同意、御宗意惑乱之砌、於自国異安心相勸候。其後於御殿蒙御糺候得共、元来之固執方又々不正義相勸メ大阪辺致徘徊候由、達御聞御呼出被成御咎メ被仰付、則御用懸熊崎縫殿・御用僧横超寺殿段々御糺之上、致回心候得共、法談勸化御停止并京地徘徊御差留被仰渡候処、追々悔前〔非之〕是御歎申上、何卒学林復席仕候而修学仕度段、御願申上候二付、再応御吟味之上、格別之以御慈悲、従来九夏之処、減二夏七夏復席被仰付候。猶又其節大善知識様御直命聴聞仕候而弥々以御相承之通り帰国之上、門徒中相伝江精々御馳走上度相歎候二付、速二御聞届有之、法談御免被仰付候事。

越中蛸波郡城端

瑞泉寺

格龍

右者 初入寛政十二庚申年七十九番二御座候。然処其後入寮仕居候処、学林高堀を越致出奔候。猶亦不正義相勸候処、既二文政八酉年八月是迄心得違為回心上仕候〔宗職之〕而御殿願出候二付、御用懸熊崎縫殿并御用僧西福寺殿遂吟味、御糺被仰付候二付、心底与致回心悔先非、猶亦学林復席仕度段願出候二付、天保二辛卯年二月十二日依上命十三夏復席二被為仰付候。

〔其後天保二辛卯年二月十二日依上命十三夏二復席被為仰付候。〕其後天保四巳年得業被仰付之、且又天保八丁酉年助教昇進被仰付之候事。

右之外種々先例御座候得共、於中先者其一端を申上候。已上。

亥六月

学林

知事

御用懸

御役所

六月十九日

一御用懸方大縁復席之伺左之通。尚伺口朱書二添削致し右二取計候様、御用懸り江相達。

越後国蒲原郡

地藏堂駅 願成寺弟

大縁

先年御宗意心得違罷在候処、其後悔先非回心仕、追々学業相励出精仕居候。然所学林九夏迄続籍仕罷在候得共、右之訊二落籍二相成、此度復席之義知事迄歎願書差出し候二付、御憐愍を以願之通り九夏復席被仰付候而可然哉、奉伺。右朱引之分致加筆伺通之旨申達。尤続席之義者勝手次第可為事。

右六月廿一日左司馬江申達。伺帳差返。

六月廿二日

一 大坂 超願寺

当門様 第二十代  
本願寺広如宗主。

然<sup>ハ</sup>、当亥秋参事役拙僧<sup>江</sup>被仰付、早速御受可申上候処、御聞及之通四月以来大坂御法義為御引立<sup>※</sup>当門様御寿像并<sup>ニ</sup>新御書御差向被為在候<sup>ニ</sup>付、右御法座掛り役被仰付、猶亦拙寺<sup>江</sup>八月八日入御御治定<sup>ニ</sup>付、門徒中御法義之上より格別御崇敬申上候様之心配<sup>ニ</sup>付、右御入前後中々不容易、此段御賢察被下度候。右<sup>ニ</sup>付当秋参事役之義、乍恐御断申上度候間、各様宜御取計被下度奉頼候。此段御報如此<sup>ニ</sup>御座候。早々以上。

六月廿日 学林

御役所

寫之内萬福寺 現  
大阪府大阪市西区  
南堀江。移転以前  
は島之内に所在。

二白、右御用所書間違<sup>ニ而</sup>及延着。漸々昨十九日<sup>ニ</sup>相届キ、上京之上御断可申上候、寫之内萬福寺急病<sup>ニ而</sup>被致往生、類寺之事故密葬丈出勤仕候。此段宜御聞濟被成下置候。以来御用之節<sup>ハ</sup>、天王寺南門前土塔超願寺と御認可被下候。以上。

御用掛伺左之通。

当亥年参事

大坂超願寺好巖

別紙之通書面を以御断奉申上候<sup>ニ</sup>付、右代り

江州野洲郡

小堤村

正蓮寺

奉伺

普照

六月十三日

播州谷村

浄信院社

福正寺

廓忍

廓超

大坂藤森

超願寺

快樂院社

好巖

肥後山鹿新町

□明蔵社

来光寺

后性海社中

寛寧

信州平出村

僧朗

高山寺

社中

貫棟

初徳潤社

江州喜多村

后竹照社

正蓮寺

美濃

普照

浄信院社

浄明寺<sup>※</sup>

六月十七日

一

越中照頭寺

故杵旭

□□□□願<sup>ニ</sup>付、御前講も相勤候<sup>ニ</sup>付、□<sup>格力</sup>別之以思召諭号  
寂用院<sup>与</sup>被下之。  
<sup>(挿入)</sup>  
「四番<sup>ニ</sup>」

右達之振日記并定法録。委敷留有之。

① 御境内光照寺地

【補注】

懸席所化の増加に対応する新寮造営のため、天保九年三月に、光照寺地の買得が計画された。七月に西洞院上半町米田屋の屋敷を購入したが、この時の光照寺に対して、廃寺とならぬよう、代わりの寺地として無住となっていた慈眼寺地への移動を学林は計画した。なお、この光照寺は現在でも東中筋新花屋町

の学林町に寺地を構えている。

なお、寮舎の造営・拡張に関しては、『史報』二号補注②、十二号補注③、十八号補注①、二十四号補注①を参照されたい。

## ②復席之義相尋候二付…

『史報』二十五号掲載分に載る越後の大縁は、文政四年（一八二二）に初懸籍した後、九ヶ年続籍していたが、三業惑乱の首謀者である正運（改名し古道）に与し、幕府から取り締まられ、落籍していた。この夏に復籍を願い出たが、学林では邪義にて幕府の取り締まりを受けた経緯を鑑み、本山へ復籍を申請するにあたり、三業惑乱において幕府から取り締まられた後に復籍した豊前の律蔵、入寮後に出走し「不正義」を説いた後に改心して、復籍し助教まで昇進した越中の格龍の前例を細かく調べている。特に格龍の例は、図にて説明をされており、邪義や問題を起こした所化に対しても、修学の意志のある者は復籍できるように、学林側が配慮している様子が窺える。

## 【解説】

本号掲載の『学林諸記』は次の通りである。

前号掲載分の天保十年六月六日の続きとして、復籍を願い出た大縁の先例として、三業惑乱の折に「新義」を主張して大坂にて捕えられ、御用懸・御用僧より咎を受け改心した豊前律蔵の文化十三年の願出を『学林万檢』より書き抜いている。また、学寮より出走して「不正義」を勧めていたが、改心して復席の後、天保四年に得業、天保八年に助教に昇進した越中格龍の先例についても、文政八年の復席に関して『万檢』より書き抜いて、知事が報告している。

同日、播州智愷より同寺廓忍の死去に際して、自身が病に臥していた為、届け出が遅れた旨の詫びが申し上げられている。

六月七日には、天保九年閏四月二十四日に死去した勸学の杵旭に対して院号授与の願い出が次男探玄や社中の者よりなされてる。

六月九日には、前述の越後大縁の十一夏続席の願い出について御用懸へ申達されている。

六月十二日条では、信州の貫練より参事任命を病により断る旨の願い出がなされている。

六月九日には、学林知事より所化の帰国が相次いでいるため、六月二十五日迄であった本講・副講を六月十日までにしたい旨を御用懸に願い出ており、十日に許可されている。

六月十二日条では、貫練に代わって大坂好厳が参事に指名されている。

六月十六日条では、本山境内の光照寺の寺地を学林用地とするため、学林による住職継職者がいない慈眼寺の地に移転させようとの動きに対して、御用僧光伝寺より不都合との意見が出されたが、本山として許可することとなった。また以前の西教寺屋敷の寺地の買上げの例でも、学林より銀五貫目を出しているが、それを惣会所普請に使用し、利息をその後住職一家の家賃共にあてていたが、今回の慈眼寺においても銀二・三貫目を出すことになったことが、善照寺・光伝寺から学林へ伝えられている。

六月十三日条では、代講を務めた僧朗が講録を差出している。

同日には、復席を願い出た大縁の願書が差出されているが、その中で肩書について、出身の西楽寺を除き、舎弟となっている成願寺のみにするように書き改めている。また、前述の六月十三日に『万檢』より書き抜いた格龍の先例について、図入りで御用懸へ報告がなされているとともに、改めて律蔵・格龍の先例について報告がなされている。

六月十九日には、大縁の復席の願書について朱入がなされている。

六月二十二日条では、大坂好厳より、四月からの大坂での法談に携わっており、八月八日には門主の南向を迎えるための準備が忙しかったため、参事任命を断る旨の願出がなされている。また、この参事指名が御用懸の書き間違いにより延着して十九日に届き、上京の上断ろうとしていたが、島之内万福寺住職の密葬があったため、文書による願出をした旨が書かれている。よって、代わりに江州普照を参事に指名している。

六月十三日条には、学林の諸役に指名された播州廓超、大坂好厳、肥後寛寧、信州貫練、江州普照浄明寺の所属結社が列記されている。

六月十七日には、杵旭に対して御前講を勤めた功により「寂用院」の諡号が授けられている。

以上のように、邪義等により落籍の後、復席が願出される場合には、先例を十分確認した上で、所化が修学の意志を全うできるように学林が配慮している姿が看取できる。学林用地の買収など、諸国から参集する所化の為に修学環境を整えようとする学林側の様々な動きがみえ、宗門の学問の発展の動きを確認することが出来る。

※解説・補注は小松正弥（本学大学院博士後期課程）、頭注は荒木洋太郎（本学大学院博士後期課程）・西村郁哉（本学大学院修士課程）が担当した。

## 表紙解説

本号表紙掲載の写真は、当室所蔵の昭和4年（1929）度『龍谷大学卒業記念帖』に収録された、史学科（現：歴史学科）関係のものである。本学の歴史学科は、日本史学・東洋史学・仏教史学・文化遺産学の4専攻を有しているが、この体制の淵源は、今からちょうど100年前の大正15年（昭和元年〔1926〕）に実施された、仏教史学科から史学科への改編にある。すなわち、表紙左下写真に映る学生たちは、史学科改編後の第1期生に相当する。

大正9年（1920）に設立された仏教史学科は、本学の仏教系大学としての性格もあってか、設立当初は真宗学・仏教学に対して従属的な位置にあり、歴史系としての色は薄かった。しかし、昭和元年の史学科改編後は国史・東洋史の2つの講座が開設され、教員陣と講義の増強が図られた。さらに、前年度における仏教史学科の図書購入費は500円であったが、翌年の史学科改編後には倍増され、大学内の学科で最多の額となった（当室所蔵、『大正十四年四月起日誌』龍谷大学図書館）。総じて、学習環境の充実が図られたといえよう。同時期には、史学科の教職員・学生・卒業生を会員とする龍谷大学史学会（現：龍谷史学会）の活動も活発化しつつあった。定期的に史蹟踏査（表紙右下写真）・例会が実施されるようになり、昭和4年には『龍谷史壇』の発行も開始された。当時の史学科を有する大学で、機関誌を有していた事例は全国でも3～4校程度であり、先駆的な動きとして注目される。

以上のような取り組みもあってか、入学者数は仏教史学科時代の各期0～2名から、史学科改編後の昭和元年度には9名、2年度以降は二桁台へと急増している。当該期は大学全体でも入学者数が増加傾向にあったが、史学科のそれは突出したものがああり、改編は成功であったと評価できよう（当室所蔵『専攻科別学生名簿』）。また、南寮（現：南齋、表紙上写真）階下にあった当時の史学科研究室（表紙左下写真）では、日常的に教員と学生が接触する機会も多かった。そのため、写真からも窺えるような親密な関係を構築しやすかったようである。

その後、平成24年（2012）の歴史学科への改称、同28年における文化遺産学専攻の新設を経て、現在の4専攻体制に至っている。

## 参考文献

坂口太郎「大正・昭和戦前期の龍谷大学史学科」（小澤実・佐藤雄基編『史学科の比較史』勉誠社、2022年）。（荒木洋太郎）

## 資料室だより

資料保存作業として、以下の作業を継続しておこなっています。

- ・事務文書綴の修復、所蔵資料の調査・目録化、大学史資料の画像データ化、資料製本。
- 2025年度刊行号（26号）特記事項は以下のとおりです。
- ・表紙掲載写真について、肖像権を考慮し、一定の画像処理をしている箇所があります。  
※15号より、『龍谷大学史報』はWeb版での発行となっています。

## 販売情報

### 『龍谷大学三百五十年史 通史編(上巻・下巻)／史料編(第一巻～第五巻)』

- 体裁:A5判／布クロス上製本／箱入
- 定価:各1冊5,000円（消費税別）
- ご注文は大学史資料室まで、  
FAX または書面にてお願いいたします。
- 送料:有料（送料の実費をご負担いただきます。）



編集・発行 2026年3月19日発行

### 龍谷大学大宮図書館 (大学史資料室)

〒600-8268  
京都市下京区七条通大宮東入大工町125-1  
TEL: 075-343-3311（内線5114）  
FAX: 075-343-3362